

ひなたGAP【穀物】 58項目

1 農業経営全般に関する取組				
区分	No.	レベル	管理のポイント	適合基準
1.1ほ場環境の確認と衛生管理	1.1.1	必須	農地台帳や地図等を作成することで、面積や位置を明確化していること。	下記が明確となっている書類がある。 ①圃場地図(もしくは地番) ②面積 ③栽培品目(品種)
	1.1.2	必須	ほ場の過去の使用履歴を把握し、土壌汚染等の問題がないことを確認していること。	土地の使用履歴や土壌汚染の有無について確認している。
	1.1.3	必須 【米専用】	カドミウム等の有害物質による土壌汚染がないことを確認しており、必要に応じてカドミウム低減対策として適正な水管理を行っていること。	土壌汚染対策地域でないことを確認している。カドミウムによる汚染が懸念される場合は、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施している。
	1.1.4	必須	整理整頓し、農業生産に用いる資材やゴミ等が放置されていないこと。	ほ場及びその周辺には、不要な機材、資材や廃棄物(農薬容器、肥料包装、空き缶、吸いがら)が散乱していない。
	1.1.5	必須	工場排水や生活排水、堆肥や家畜糞尿の流入がないこと。	工場排水や家畜糞尿等の汚水が大雨時に流入しない。 流入の恐れがある場合は、流入を防ぐための対策を講じている。
	1.1.6	必須	ほ場への野生動物の侵入を防ぐ措置を講じていること。	野生鳥獣による被害が懸念される場合は、それらを寄せ付けないため、防護柵を設置する等の対策を講じている。
1.2知的財産の保護	1.2.1	必須	登録品種等、他者の知的財産を侵害していないこと。	種苗は、正規に登録品種を購入することを基本とし、登録品種の無断使用や譲渡をしていない。
	1.2.2	必須	農業者自らが開発した知的財産を保護・活用していること。	農業者が開発した技術・商標は、活用手順について、権利化、秘匿、公開など、適切な選択をしている。
1.3記録の保管	1.3.1	必須	種子・苗、肥料、農薬等農業資材の購入伝票を保管していること。	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等を保管している。
	1.3.2	必須	資材の殺菌消毒、施設・機械類の清掃等について記録していること。	施設、機械類、農機具の清掃、資材の使用・洗浄・消毒に係る記録を付けている。
	1.3.3	必須	記録・帳票類を適切に保管していること。	以下の記録を3ヶ年保存している。 ①名称 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬入又は搬出した場所 ⑦用途限定米穀の用途 等) 農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。 この他、貯蔵時の温度及び湿度、残留農薬検査等の結果も保管に努めるものとする。

1.4 生産計画	1.4.1	必須	生産計画を立て、その計画に基づいた取組を実施していること。	<p>以下の項目を含んでいる計画があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作付ほ場 ②作付品目 ③収量 ④作業計画 ⑤収穫時期 <p>産地で作成された栽培暦等がある場合は、栽培暦等をもって④、⑤に替えることができる。</p>
1.5GAPの点検	1.5.1	必須	ひなたGAPの点検を実施していること。	<p>自己点検もしくは、生産部会や地域関係者との点検を実施している。</p> <p>また、自己点検の結果、不適合だった項目について、適合基準を満たすよう改善し、是正内容を記録している。</p>

2 農作業安全に関する取組				
区分	No.	レベル	管理のポイント	適合基準
2.1 危険箇所や作業の把握と対策	2.1.1	必須	ほ場やその周辺の危険な場所や機械作業を把握するとともに、事故の発生を軽減する措置を講じていること。	作業員や作業員以外(来訪者含む)にとって危険な場所や作業、機械操作を把握し、事故を防ぐための対策、ルール、手順を文書化している、もしくは掲示物等で注意喚起をする等、事故を防止する対策を講じている。
2.2 機械等の適正な使用	2.2.1	必須	農業機械等の機能、使用上の注意事項等を理解し、安全に使用していること。	①取扱説明書の内容を理解している又はメーカーの指導・助言を受けている。 ②機械の目的外使用や改造はしない。特に安全装備は取り外さない。
2.3 作業員の健康と作業従事者の制限	2.3.1	必須	作業員の健康維持に努めている他、発熱や感染症への感染が疑われる場合は、作業を制限していること。	①作業員に体調不良時の報告を求める等、作業員の健康を把握している。 ②定期的な休憩時間を定めている。 ③発熱や感染症が疑われる場合は、休ませることを基本として、作業を制限している。
	2.3.2	必須	機械作業、高所作業、農薬散布作業等の危険が伴う作業は、それに見合う力量がある作業員を定めていること。	以下の作業内容によって、作業従事者を定めている。 ○農薬散布作業 ○機械作業等 ○高所作業 等
2.4 服装及び装備	2.4.1	必須	農作業時は、事故防止等のため、適切な服装、装備を身に付けること。	①農作業時は、帽子・手袋等作業内容に応じた装備の着用をしている。 ②機械や高所作業時は、それぞれの安全対策のための装備を装着している。
	2.4.2	必須	農薬散布時は、ラベルに従った防護服・装備を着用していること。	農薬ラベルに表示された防護服・装備(カッパ、ゴム手袋、ゴム長靴、ゴーグル、防護マスク等)を着用している。
	2.4.3	必須	防護服は、着用後に洗浄し、収穫物の汚染や農薬による汚染の心配のない場所で乾燥させ、保管すること。	防護服や装備は、使用の都度洗浄(洗濯)し、収穫物の保管場所や農薬汚染のない場所で乾燥させている。
2.5 機械等の整備・点検	2.5.1	必須	機械、装置、器具等は、使用前の安全点検と使用後に整備を行い、定められた場所で保管していること。	農業機械等は使用前に安全装備等を確認している。 また、使用後は清掃・点検を行い、所定の場所を定め、保管している。
2.6 燃料の保管	2.6.1	必須	燃料は適切な場所・方法で保管されていること。	①火気がなく、部外者がみだりに立ち入らない場所で保管している。 ②内容物に適した容器で保管している。 ③燃料の近くで火気を使用していない。

2.7事故後の備え	2.7.1	必須	必要に応じて労災保険に加入していること。	①常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。 (常時5人未満の労働者を雇用する個人事業者を除く) ②必要に応じて、特別加入している。
	2.7.2	必須	農作業事故発生への備えがあること。	①事故発生時の対応マニュアル及び緊急連絡先も併せて掲示している。 救急、消防、警察、病院、電気、水道、ガス 等 ②救急箱は、常に作業を行う場所の近くに備えている。

3 環境保全に関する取組				
区分	No.	レベル	管理のポイント	適合基準
3.1廃棄物の適正処理	3.1.1	必須	生産工程で発生する廃棄物を減らす取組をするとともに適正に処理していること。	①病害虫の発生の懸念がない作物残渣は、ほ場への還元や堆肥化等を検討する。 ②農業生産活動で発生したビニルや空袋等の廃プラスチックは分別し、適正に処理している。
	3.1.2	必須	廃棄物の野外焼却は原則行わないこと。	以下の場合以外の野焼き(野外焼却)を行わない。 ○農業で生じた廃棄物(稲わら、剪定枝等)のうち、周辺住民への影響が小さく、環境への影響に配慮し、やむを得ないものとして行われるもの ○畦などの枯れ草の焼却
3.2土壌の保全	3.2.1	必須	土壌の浸食・流出を防止するための技術を実施していること。	浅水の状態で代かきの実施やあぜシートを利用する等により、濁水が流出するのを防いでいる。また、作付け期間以外でも風雨による土壌の浸食が懸念される場合には、必要に応じて被覆作物の栽培等を検討する。
3.3省エネ対策	3.3.1	必須	施設・機械等の使用において省エネ対策を行っていること。	農業機械等は使用前点検等を行い、エネルギー効率のよい状態で使用している。
3.4土づくりと適正施肥	3.4.1	必須	堆肥等の有機物の施用により土づくりを行っていること。	土壌環境の改善等を目的として、必要に応じて堆肥等の有機物の施用や緑肥作物の植付により土づくりを行っている。
	3.4.2	必須	土壌診断や生育診断を実施し、診断結果に基づいた施肥を行い、不必要な施肥は行っていないこと。	必要に応じて土壌診断や生育診断を行い、診断結果や地域の栽培暦、施肥基準等を基に施肥を行っている。
3.5適正防除	3.5.1	必須	病害虫が発生・拡大しにくい環境づくりを行っていること。	ほ場やその周辺の除草等により、病害虫が発生しにくい環境づくりを行っている。また、発生の拡大を防ぐための対策を講じている。
	3.5.2	必須	病害虫の発生状況等を基にした適期防除を実施していること。	発生予察情報や日頃の観察等を基に、発生時期や害虫の生育ステージ等に応じた適期防除を実施している。
	3.5.3	必須	化学合成農薬以外の防除技術の導入により、総合的な防除を実施していること。	農作物に被害を与える病害虫について、化学合成農薬以外の防除技術を含め、適切な技術を選択し、導入している。
	3.5.4	推奨	農薬に対する耐性を生じないような防除を行っていること。	難防除病害虫等に対しては、同じ系統の農薬を連用せず、ローテーション防除を実施している。

4 農産物の安全に関する取組				
区分	No.	レベル	管理のポイント	適合基準
4.1 作業者の衛生	4.1.1	必須	ほ場や作業場所から、通える衛生的なトイレや手洗い場があること。	①ほ場や作業場所から通える距離にトイレ・手洗い場がある。 ②トイレや手洗い場には、石鹼(消毒液)が設置してある。 ③定期的な清掃がされ、衛生的に保たれている。
4.2 堆肥・肥料の使用	4.2.1	必須	堆肥は適正な工程で生産されたものを使用すること。	堆肥は、数日間高温(70℃以上)で発酵したものを使用し、外来雑草の種子混入や重金属等のリスクが小さいものを使用している。
	4.2.2	必須	人糞尿は、使用しないこと。	人糞を肥料として施用していない。
	4.2.3	必須	肥料の使用について記録していること。	以下の内容が記録されている。 ①施用日、②施用したほ場、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量
4.3 農薬の使用	4.3.1	必須	農薬は台帳により管理していること。	農薬の入出庫は、台帳により管理されている。
	4.3.2	必須	期限切れ農薬は適正に処理していること。	使用期限を超過した農薬等、廃棄するものは、販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。
	4.3.3	必須	農薬は適切な方法で保管されていること。	農薬の保管について、下記の項目を満たしている。 ①鍵のかかる保管庫で保管 ②剤型別、種類別に保管し、粉剤を上段、液剤を下段に保管 ③液剤はプラスチックトレイ等の容器で保管 ④開封済みの農薬は、密閉して保管 ⑤農薬は、購入時の容器のまま保管(ペットボトル等への移し替え禁止)
	4.3.4	必須	ドリフト低減対策を講じていること。	①周辺ほ場へのドリフトを低減するための対策をしている。 ②農薬散布時に周辺住民への周知を行っている。
	4.3.5	必須 【米専用】	水田からの農薬流出を防止する対策を講じていること。	①畦畔等の整備を行っている。 ②水田において農薬を使用するときは、水田からの農薬流出を防ぐため、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守している。
	4.3.6	必須	農林水産省登録農薬又は特定農薬以外は使用しないこと。	農林水産省の登録のある農薬及び特定農薬以外は使用していない。特に、肥料等の農業資材で病害虫に効果があることを表象して販売しているものは使用していない。
	4.3.7	必須	農薬使用時は、ラベルの表示を確認し、正確に希釈・使用していること。	ラベルの表示を必ず確認し、使用時期、適用作物、希釈倍数、散布量等を守って使用している。
	4.3.8	必須	農薬は使用残が発生しないよう必要な量だけ秤量していること。	散布後に散布残が生じないよう、栽培面積等に応じて、必要な散布量を計算し、秤量している。
	4.3.9	必須	農薬使用前には、散布機等防除器具の十分な点検を実施すること。	使用前には、タンク、散布機、ホース内に前回使用した農薬残液が残っていないことを確認している。

4.3農薬の使用	4.3.10	必須	農薬散布後は、散布機等防除器具を洗淨していること。	農薬使用後の洗淨方法を定め、薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等を十分に洗淨している。
	4.3.11	必須	散布残液は、適正に処理していること。	散布残液は、規定の散布量を超えないことを確認して散布ムラの調整に利用するなどして使い切るか、作物や河川の汚染、人への危害を及ぼさない非農耕地に廃棄している。
	4.3.12	必須	農薬の使用について記録していること。	以下の内容が記録されている。 ①使用日、②使用したほ場、③使用した農作物、④使用した農薬の名称、⑤使用量及び希釈倍率
	4.3.13	必須	農薬の空容器は、風雨にさらされない場所で保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。	農薬の空容器は、風雨にさらされない場所で保管し、産業廃棄物として販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。
4.4収穫・輸送・調製時の管理	4.4.1	必須	収穫・運搬時の汚染や異物混入に繋がる危険性を把握し、対策を講じていること。	収穫、運搬時の汚染や異物混入に繋がる行為や物について把握しており、これを元に定められたルールがあり、実行されている。 ルールには以下の項目を含んでいる。 ○収穫時の汚染・異物混入対策 微生物・化学的な汚染、収穫時に使用する資材、異種穀粒の混入 等 ○運搬時の汚染・異物混入対策 微生物・化学的な汚染、運搬時の資材等の混入 等 ○異物混入に繋がる細かな資材等の持込・使用・保管について 収穫作業時に使用する器具、筆記用具 等
	4.4.2	必須	農産物取扱施設での汚染や異物混入等の可能性を把握し、対策を講じていること。	農産物取扱施設での汚染や異物混入に繋がる行為や物について把握しており、これを元に定められたルールがあり、実行されている。 ルールには以下の項目を含んでいる。 ○異物混入に繋がる機械の使用、資材の持込・使用・保管について ○飲食・喫煙・休憩場所について ○作業を行う人の衛生について(手洗い・服装・体調) ○訪問者の衛生について ○害虫等への対応について

	4.4.3	必須	収穫物は清潔で衛生的な施設で乾燥・貯蔵されていること。	<p>○清潔で衛生的な施設</p> <p>①定期的な清掃が行われている。</p> <p>②施設には、ペットや野生動物が入らないようにしている。</p> <p>③施設内は、明るく、色の識別が出来る。</p> <p>④清掃用具は、破損しにくいもの、混入しても発見しやすいものを使用している。</p> <p>⑤包装資材は、汚れないような場所・方法で保管している。</p> <p>○収穫物の乾燥・貯蔵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫後、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施している。 ・貯蔵施設の温度、湿度を管理している。
	4.4.4	必須 【米専用】	用途限定米穀や食用不適米穀については区分保管と適切な販売・処分がされていること。	<p>①用途限定米穀や食用不適米穀と他の農産物が混同することのないように区別保管されている。</p> <p>②用途が分かるよう、「票せん」を掲示している。</p> <p>③販売時には、包装等毎にその用途を表示する他、販売先との契約において用途外使用を禁じている。</p>
4.5 残留農薬検査とトレーサビリティ	4.5.1	推奨	残留農薬検査による安全性の確認を行っていること。	残留農薬検査により、出荷する農産物の安全性の確認を行っている。
	4.5.2	推奨	トレーサビリティの体制があること。	出荷した農産物がいつ、どこで収穫したものを特定することができる。
4.6 麦類のかび(DON・NIV)汚染の低減対策	4.6.1	必須 【麦専用】	麦類のかび(DON・NIV)汚染の低減対策を講じていること。	<p>麦類のかび(DON・NIV)汚染の低減対策について把握しており、農産物取扱工程だけでなく、生産工程全体にわたってルールがあり、実行されている。ルールには①②のいずれかの項目を含んでいる。</p> <p>①小麦・大麦・はだか麦の種類に応じて、適期に防除を実施している。また、必要に応じて追加の防除を実施している。</p> <p>②(①を実施しない場合)かび毒検査を実施している。</p>